

# イノシシ 被害に負けない かしこい対策

全国的にイノシシの出没が騒がれています。勝山市でもイノシシによる農林業の被害が多発しています。イノシシの被害を防止するためには、イノシシの生態・行動を十分把握したうえで、イノシシが嫌がる環境づくりをするのが大切です。

## 敵(イノシシ)を知る

イノシシは注意深く、臆病な性格です。しかし、学習能力が非常に高く、一度覚えると忘れない記憶力を持っています。また、運動能力も高く、足を開けることができれば、2mの柵を登ることが出来ます。また、鼻を使って穴を掘ったり、50kg以上の石を動かしたりすることも出来ます。



## 臆病なのに人里へ

イノシシの敵は人間です。ですから、滅多に人前に姿を現すことはありません。しかし、なぜイノシシによる農作物被害が激化しているのでしょうか。その原因を一言で言つと、そこにエサがあり、簡単に食べることが出来るからです。

## 2種類のエサがある

イノシシが集落や畑に来て、危険にあわずにエサを食べられる状況が続くと、「いつ行っても食べられる、人なんて怖くない」という学習となるのです。餌付けと変わりません。

エサとなる1つめは、食べると人が怒るエサです。野菜類(いも類・タケノコ・その他)、穀類(出穂後の水稲・そば)などのことです。

2つめは、食べても誰も怒らないエサです。遊休農地の新芽・熟して落ちたカキ・クリなどです。

## イノシシってどんな動物？

■体の特徴  
成獣体長は100~170cm、成獣体重80~190kg。鼻先を除き、茶褐色から黒褐色の剛毛で覆われています。足指の数は前後ともに4本で蹄を2個持っています。



■生態  
里山を中心に休息し、昼夜活動可能で、獣道をたどって行動しています。メスは2歳で出産し、毎年1回4~5頭の仔を産みます。雑食性で、鼻先で地面を掘り起こしたり、石をひっくり返すなどしてミミズやイモ類などエサを探します。助走なしで、1.2mの高さを飛び越す能力を持ち、20cmの隙間をくぐり抜けます。

## 餌付けをしない

この2種類のエサのどちらを食べられても、人が餌付けしている状態と同じになります。餌付けを減らさない限り、状況は悪くなる一方です。

例えば、収穫に適さない果実や野菜などを、周辺や山林などに捨てたり、放置したりしていませんか。収穫が終わった畑や田んぼをそのままにしませんか。稲刈り後のヒコバエ(2番穂)は、10アルあたり1俵以上の餌付けとなっているのです。

## 被害防除の考え方

田畑を柵などで囲うことは有効な手段のひとつです。ただし、次の点に注意が必要です。

①すきまを作らせない  
知らずにやっていた、餌付け行為を、皆で協力してなくしましょう。

地域ぐるみで餌付けを進めない取り組みを行い、獣被害を防止できる畑づくりを拡大し、イノシシが嫌がる環境作りを今から始めましょう。

「ごみの適正処理」の対策など、協力の輪をまず「家族」から広げていきましょう。

②作物を見えにくくする  
③金網や網の目は10cm以内  
④柵が倒れないように補強  
それでも、イノシシに侵入される場合は、電気柵や網、トタンなどを組み合わせて効果的な柵を作りましょう。

集落全体を見渡して、イノシシが嫌がる環境(山ざわ5m以上の草刈り、10m以上の間伐)を作ること、田畑を効果的に囲うこと、適切な駆除を行うことなど、これらをバランス良く組み合わせることが重要です。

④農林政策課(☎88・8106)

## 「ふるさと納税」は「ふるさと納税」です

「ふるさと納税制度」は、ふるさとを離れていても「ふるさと」に貢献したい。「ふるさと」を応援したい。といううかたがたの想いを形にするため、平成20年から導入された制度です。この制度により、地方公共団体に寄付をすると、5000円を超える部分について所得税と市・県民税(住民税)が減額されます。(市・県民税所得割額のおおむね1割が限度)

※勝山市在住のかたが勝山市に寄付されたときも対象になります

## 【ふるさと納税手続き】

- ①寄付のお申し込み  
(寄付希望者→地方公共団体等)
  - ②支払用書類等の送付  
(地方公共団体等→寄付希望者)
  - ③支払い手続き  
(寄付者→ゆうちょ銀行等)  
※勝山市はゆうちょ銀行のみ
  - ④領収証明書の送付  
(地方公共団体等→寄付者…確定申告に必要です)
  - ⑤確定申告(寄付者→税務署等)
- ⑥税務課(☎88・8101)  
未来創造課(☎88・1115)

税金の控除額の計算方式

○所得税軽減額(所得控除)  
(年間寄付金額の合計-5,000円)×所得税率

○市・県民税軽減額(下記ア+イ)(税額控除)  
ア(年間寄付金額の合計-5,000円)×10%  
イ(年間寄付金額の合計-5,000円)×(90%-所得税率)

※年間寄付金額の合計は総所得金額の30%が上限  
※イの軽減額は、市・県民税所得割額の10%が上限  
※所得税率は、年間所得金額により異なります(0~40%)  
※税金の軽減を受けるためには、確定申告が必要です

(例)東京在住のAさんの税金軽減額の計算  
市・県民税所得割額20万円、所得税率10%の場合

寄付金額	25,000円	
所得税軽減額	2,000円	(25,000-5,000)×10%
市・県民税軽減ア	2,000円	(25,000-5,000)×10%
市・県民税軽減イ	16,000円	(25,000-5,000)×80%
軽減額の合計	20,000円	
個人負担額	5,000円	

※所得税軽減額は、確定申告により還付または減額となります  
※住民税軽減額は、確定申告により翌年度市・県民税が減額となります

## 次世代育成のために、今こそ行動を！ 大人の背中の人づくり

知恵や経験を 伝えましょう

消えていく先人の知恵

核家族が進み、生活様式が以前とはすっかり変わってしまい、先人の知恵や経験を学ぶ機会が激減し、地域の宝が失われようとしています。

例えば、「食」。以前はいろいろな伝統料理や保存食が、各地域や家庭で代々受け継がれていました。しかし、生活様式が変化し、外国の食生活習慣が持ち込まれ、冷凍食品やインスタント食品などが食卓を賑わすようになり、今や伝統料理などは家庭から姿を消そうとしています。

ただ、こうした動きに反省も見られ、スローライフやスローフードが見直されようとしています。先人がこの地に残した伝承料理を見直す動きも少しずつ広がってきています。

また、仕事や遊びを通して、さまざまな技術が伝わりました。縄の結び方一つとっても、目的によってさまざまな方法があり、それぞれの場面で使い分けられていました。今、これらを使える若者はほとんどいないのではないのでしょうか。このように、大切な技術や技能がどんどん失われようとしています。

子育てにご近所の力を活用

以前は、子どもたちが大人になる過程で、自然と多くの人たちが関わっていました。

たくさんの兄弟姉妹の中で育つたこと、両親や祖父母など三世代以上の中で暮らしていたこと、近所の年上や年下など異年齢集団で過ごしたこと、近所の大人たちの直接・間接の働きかけがあったことなど、いろんな人の中で、その背中を見ながら、子どもたちは育ちました。こうした中で、さまざまな知恵や経験が伝えられ、「コミュニケーション能力が磨かれ、子どもたちは、やがて一人前の社会人として成長していきました。

今は、人と人との出会いの場が少なくなり、近所との関わりも少なくなりました。しかし、災害などが発生した場合、最も頼りになるのが近所の人たちではないでしょうか。

この地で豊かに生きるためにも、先人の知恵を伝え、地域の知恵を活用して次世代育成にあたりたいものです。

(地域で取り組むこと)より

見えています あなたの姿 子や孫が

④学校教育課(☎88・8112)